

広域スポーツの振興について

平成27年 9月 5日
本 部 事 務 局

1 規約改正

広域スポーツの振興を広域連合が処理する事務に追加するため、規約の改正について、各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ規約改正の許可申請を行っていたところ、8月31日付けで許可を得た。

規約改正概要			
<p>(趣旨)</p> <p>関西における生涯スポーツの振興と元気で活力ある高齢化社会の実現、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化を進めるため、規約に定める広域連合の事務である「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記する。</p>			
<p>(規約改正内容)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域を言う。以下同じ）にわたる防災、観光、文化及び<u>スポーツ</u>の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 観光、文化及び<u>スポーツ</u>の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの (ア～キ略) <u>ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</u></p> <p>(4) (以下略)</p>			
<p>別表（第20条関係）</p>			
	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	(略)	(略)	(略)
企画調整費	(略)	(略)	(略)
事業費	第4条第1項第3号エから <u>ク</u> までに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割10分の5 宿泊施設数割（文化及び <u>スポーツ</u> の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の5

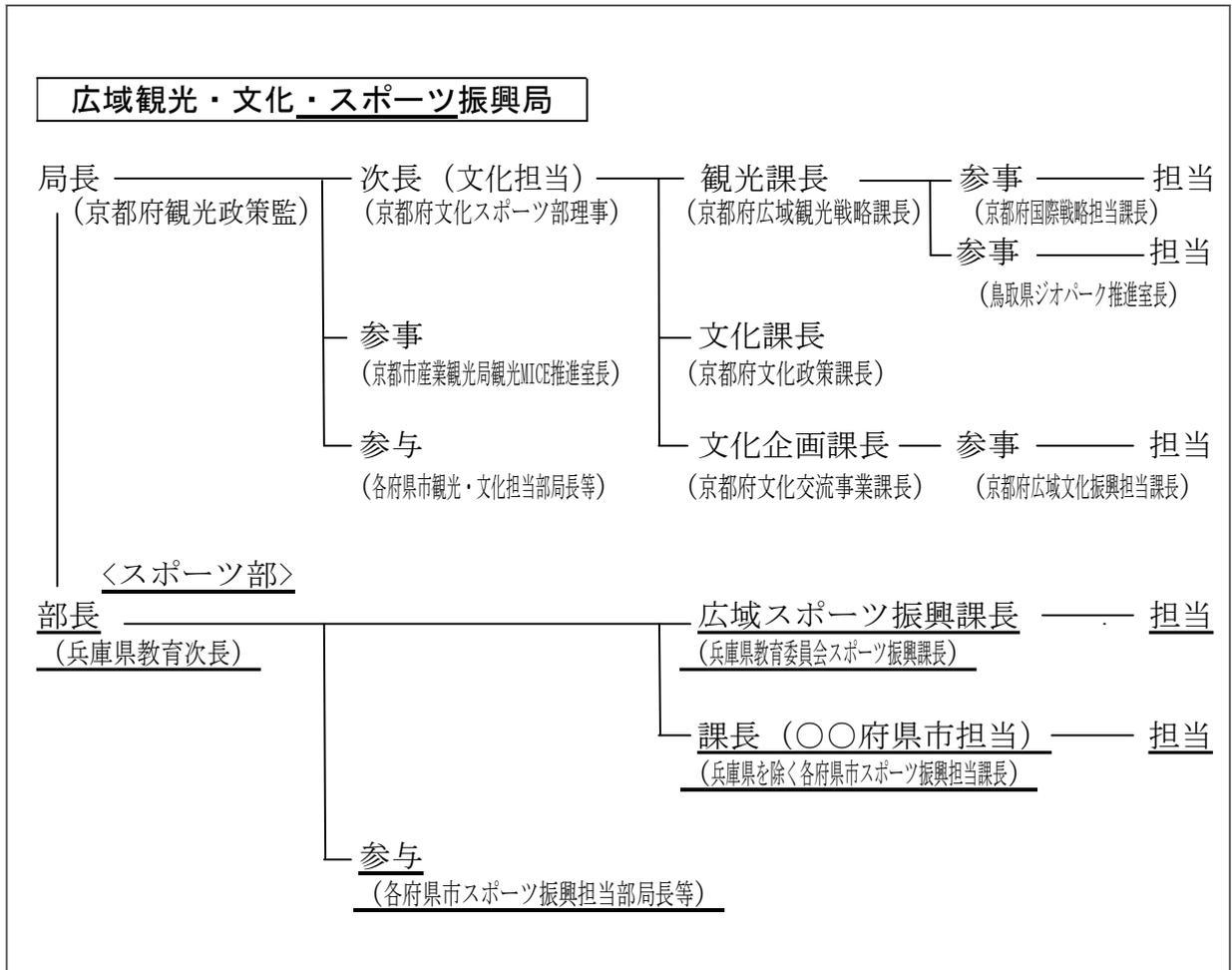
2 組織体制の整備

(1) 概要

規約の改正に伴い、広域スポーツ振興の取組に関する体制整備を行う。

(2) 内容

- ・ 「広域観光・文化振興局」を「広域観光・文化・スポーツ振興局」に改める（関西広域連合事務局設置条例の一部改正。）。
- ・ 「広域観光・文化・スポーツ振興局」内に、「スポーツ部」を設置し、部長、参与、課長及び担当を置く（「関西広域連合組織規則」の一部改正。）。



3 当面の取組

- ・ 「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」の策定
- ・ 関西における広域的スポーツ大会等の招致及び開催の支援に向けた団体間調整等

4 予算措置（9月補正予算）

548千円

5 施行日

9月5日（土）

6 参考（関係条例の改正）

スポーツ振興に係る規約の変更及び組織体制の整備に伴い、関係条例の改正を行う（9月定例会広域連合議会に提出：公布の日（9月5日予定）から施行）。

(1) 関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例案【広域連合長提出】

事務局の名称及び所管事務にスポーツを追加する。

	改正後	現行
事務局の名称	広域 <u>観光・文化・スポーツ</u> 振興局	広域 <u>観光・文化</u> 振興局
所管事務	規約第4条第1項第1号（広域にわたる <u>観光、文化及びスポーツ</u> の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第3号に掲げる事務	規約第4条第1項第1号（広域にわたる <u>観光及び文化</u> の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第3号に掲げる事務

(2) 関西広域連合議会委員会条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例案【議員提出】

ア 関西広域連合議会委員会条例

産業環境常任委員会の所管事項にスポーツを追加する。

	改正後	現行
所管	産業環境常任委員会 広域 <u>観光・文化・スポーツ</u> 振興に関する事項 広域産業振興に関する事項 広域環境保全に関する事項	産業環境常任委員会 広域 <u>観光・文化</u> 振興に関する事項 広域産業振興に関する事項 広域環境保全に関する事項

イ 関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

「基本的な計画」の定義にスポーツに関する計画を追加する。

	改正後	現行
「基本的な計画」の定義	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第1号に規定する広域にわたる <u>防災、観光、文化及びスポーツ</u> の振興、産業の振興、医療の確保並びに環境の保全に関する計画をいう。	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第4条第1項第1号に規定する広域にわたる <u>防災、観光及び文化</u> の振興、産業の振興、医療の確保並びに環境の保全に関する計画をいう。



総行市第157号

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三 殿

平成27年7月21日付け関広総第9号で申請のあった関西広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき許可する。

平成27年8月31日

総務大臣 山本 早

